

実施直前にあわてないために！



すべての事業者の方に必須！

消費税軽減税率制度への対応について

軽減税率制度は、すべての事業者の方に関係があることをご存知ですか？

- ① 取扱商品が軽減税率8%か、標準税率10%かを判断
- ② 軽減税率対象品目が仕入れや経費にある場合は、税率ごとの区分経理への対応
- ③ 複数税率に対応したレジやシステムの改修

など、軽減税率制度の実施までに準備を行っていただく必要があります。

平成31年10月、軽減税率制度の実施まであと1年ほどとなりました。実施直前にあわてることのないよう、軽減税率制度や事業者支援措置の理解を深め、準備を進めていただくために説明会を開催します。是非ご参加（無料）ください。

日時

平成30年9月10日（月）
13時10分～13時50分（開場13時00分）

開催場所

阿倍野産業会館 3階会議室
大阪市阿倍野区三明町2丁目10番32号

定員

60名
※ 定員に達した場合には、入場を制限させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

その他

ご不明な点等につきましては、下記お問合せ先まで電話でご確認ください。

お問合せ先

阿倍野税務署 法人課税第1部門
Tel 06-6628-0221（内線212 小柴）

事業者のみなさん
軽減税率制度の実施までに
準備が必要なのをご存知ですか？

